

埼玉県運動好きな児童生徒育成推進委員会設置要綱

(設 置)

第1条 運動好きな児童生徒の育成について、その具体策を協議するために、運動好きな児童生徒育成推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(目 的)

第2条 委員会は、運動好きな児童生徒の育成について必要と認められる事項について協議する。

(組 織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長、委員（以下「委員等」という。）をもって構成する。

(役員の委嘱・任命)

第4条 委員長は、委員の互選により選出する。

2 副委員長は、保健体育課長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、教育長が委嘱又は任命し、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 学識経験者
- (2) 市町村教育委員会職員
- (3) 小・中・高等学校関係者
- (4) 県教育委員会職員

(会議等の開催)

第5条 本委員会は必要に応じて会議、授業研究会等を開催するものとし、委員会の構成員の中から委員長が指名する者をもって構成する。

(委員長等)

第6条 委員長は委員会を代表し、会務を掌理する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 委員は委員会を構成し、設定された事項及びその他の事項について協議する。

(任 期)

第7条 委員等の任期は1年とする。ただし、委員等が欠けた場合の補充の委員の任期は、その残任期間とする。

(委員会)

第8条 委員会は委員長が招集し、年4回程度開催する。

2 委員会の議長は、委員長とする。

3 委員会の会議及び会議録は、公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で決定したときは、非公開とすることができる。

(会議録)

第9条 委員長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席及び欠席した委員の氏名
- (3) 議事の経過
- (4) その他必要な事項

2 会議録は、出席した委員のうちから委員長が指名した2人の委員が署名するものとする。

(庶 務)

第10条 委員会の庶務は保健体育課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月15日から施行する。